

別表3 (要件類別ごとの要件等)

1. 定住促進対策事業

本要件類別に該当する事業の実施については、中山間地域等における定住等の促進を図り、農山漁村の活性化を推進するため、第1から第4までに掲げるとおりとする。

(1) 事業実施主体
別表4に定めるほか、第1及び第2に掲げるとおりとする。

(2) 交付額算定交付率
第1から第4までは1/2とする。ただし、第1において定めるものにあつては、この限りではない。

(3) 対象地域

ア 第1の1の(1)から(8)までの対象地域は、別表1の交付額算定交付率欄の(1)から(5)までの地域及びこれらに準ずる地域であつて、人口が相当程度減少し、かつ、高齢化が著しく進行している地域など計画主体が特に必要と認める地域(以下「五法指定地域等」という。)とする。ただし、次の場合は、対象地域とすることができるものとする。

(ア) 自然的、社会的、経済的条件、地域的なまとまり又は市町村の面積に占める対象地域の割合等からみて、五法指定地域等以外の地域と併せて対象地域として実施することが適当であると計画主体が認める場合にあつては、当該地域を併せて対象地域とすることができるものとする。

(イ) 一部に五法指定地域等を含む市町村において、五法指定地域等の住民等が主な受益者又は利用者等となるものであつて、その地域の活性化を図る観点と施設の利便性等を勘案し、五法指定地域等以外に⑥地域連携販売力強化施設及び②農山漁村定住促進施設のうちの施設を整備することが適当であると計画主体が認める場合にあつては、市町村の単位を対象とすることができるものとする。

イ 第1の1の(9)から(14)まで及び第2から第4までの対象地域は、それぞれに掲げるとおりとする。

第1 農村地域等振興支援

1 事業内容

本支援に該当する事業の内容は、次に掲げる施設等の整備とし、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

(1) 地域の特性を活かした高付加価値・高収益型農林漁業等の確立による農林漁業等の振興のために必要な生産基盤・生産機械施設等の整備

(2) 地域の特性を活かした森林資源や林業等の振興のために必要な生産基盤・生産施設等の整備

(3) 地域の特性を活かした水産業等の振興のために必要な生産施設の整備

(4) 地域の特産品等を活用した就業・所得機会の創出に必要な施設等の整備

(5) 森林や遊休農地等の適正な利用を図るとともに集落機能・地域景観の保全等を通じて、多面的機能の維持保全を図るために必要な施設の整備

(6) 里地や棚田等において、多面的機能の良好な発揮や豊かな自然環境の保全・再生のために必要な施設等の整備

(7) 地域住民が豊かで住み良い生活を享受し得る快適な生活空間の形成を図るために必要な施設等及び高齢者の生きがい発揮と女性の能力を十分発揮するために必要な施設等の整備

(8) 農村の空き家・廃校等の地域資源を活用して、住みよい環境づくりを推進するために必要な田舎暮らし希望者の受け皿や多機能な施設等の整備

(9) 高付加価値化による輸出や地域ブランドの確立、低コスト化による中食加工用途への供給など農畜産物産地の創意工夫ある取組を促進するため、既存の生産基盤に対する補完的又は追加的整備及び関連する施設の整備

(10) 農山漁村における受入機能の強化のために必要な施設等の整備

(11) 良好な農山漁村景観の再生・保全に資する土地改良施設等の整備、改修又は修景、農業の生産性の向上、効率的・安定的な農業経営の確立等を促進するための地域の実情に即したきめの細かい土地基盤の整備及び農業・農村のもつ多面的機能の十分な発揮を図るための自然再生の視点に基づく環境創造型の整備

(12) 新用途米穀の需要に応じた定着拡大に資することを目的とした機械・施設の整備及び推進活動

(13) 再生可能エネルギー供給施設及びこれらの附帯施設の整備

(14) 指定棚田地域における棚田等の保全及び良好な景観の形成、自然環境の保全等の多面にわたる機能の維持による指定棚田地域の振興に関し必要な整備

事業メニュー	事業の内容
<p>基盤整備</p> <p>⑨土地改良施設保全</p> <p>(1) 農道保全対策</p> <p>(2) 安全施設整備</p> <p>(3) 農村のみち整備</p>	<p>既設の農道について、点検診断、機能保全を図るための更新整備及び機能強化を通じて整備水準の向上を図るための保全対策整備</p> <p>農業用排水施設等(用排水路、ため池、頭首工、機場及びこれらに附帯する施設)の安全施設(フェンス、ふた、スクリーン等)の整備</p> <p>地域間交流の拠点施設とその他の地域資源の間を結ぶ農道又は農業集落道の整備であつて、次に掲げるもの。</p> <p>ア 既設の農道や農業集落道等のネットワーク機能を補完することで交流拠点の振興に資する農道及び農業集落道の整備</p> <p>イ 歴史的又は文化的価値を有する農村の古道等(農業集落道等)の整備・再生</p> <p>ウ 農村の交流拠点の間を連絡する散策道の整備</p>

	エ 既設農道及び農業集落道の補修・更新
⑩農業集落道	農業集落の周辺における農道を補完し、主として集落から農地等への連絡、農業機械の運行等の農業生産活動、土地改良施設等の保全活動及び農産物の運搬等に供する農業集落道の新設、改良、改修及びこれらの附帯施設の整備
⑪連絡農道	農業集落の周辺における農道を補完し、農業用施設等と農地等との連絡のための道路及びこれらの附帯施設の新設又は改良
⑫林道・作業道	林道並びに林業に供する作業道及び管理道の新設又は改良
生産機械施設 ⑬高生産性農業用機械施設	農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知。）の記に基づき交付の対象となる農業用機械施設及びこれらの附帯施設の整備
⑭農業経営改善安定機械施設	防除機能、土づくり機能、資材保管機能等をもつ共同施設と併せて、その受益地の地区内に設置される栽培機能のほかに育苗機能等を併せもつ生産機械施設及びこれらの附帯施設の整備
⑮林業機械施設	樹木の保育、伐採及び集材作業等に必要な機械施設並びにこれらの附帯施設の整備
⑯特用林産物生産施設	きのこ類等特用林産物の生産に必要な施設及びこれらの附帯施設の整備
処理加工・集出荷貯蔵施設 ⑰農林水産物処理加工施設	農林水産物の処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装用機械施設等及びこれらの附帯施設の整備
⑱農林水産物集出荷貯蔵施設	ア 農林水産物の選別・選果用機械、冷却・冷蔵用機械、検査用機械、出荷用機械、建物及びフレコンラック方式又はバラ玄米タンク貯蔵方式等を有する米麦貯蔵施設等及びこれらの附帯施設の整備 イ 漁獲物の水揚げ・荷さばき施設、卸売場建物、製氷冷蔵施設、水産物冷蔵保管施設、検量施設等及びこれらの附帯施設の整備
新規就業者等技術習得管理施設 ⑲新規就農者等技術習得管理施設	栽培技術・経営管理能力・生活習慣等の知識習得のための実験及び研修用農場の整備、研修用生産施設（温室及び機械施設）、座学等を行う研修施設及び宿泊滞在施設等並びにこれらの附帯施設の整備
簡易給排水施設等 ⑳簡易給排水施設	農林漁家等の生活に必要な飲水の供給のための簡易な給水施設、し尿・生活雑排水等を浄化するための簡易な排水処理施設等及びこれらの附帯施設の整備
㉑飲雑用水・防災安全施設	土地改良施設等の有する農業生産機能や多面的機能の維持保全を図る地域内外の活動又は地域等における営農の継続に必要な簡易な営農飲雑用水施設、簡易な防火水槽、消火栓、防犯灯及びこれらの附帯施設の整備
農山漁村定住促進施設 ㉒農山漁村定住促進施設	ア 新たに農林漁業又は農林漁業関係の地場産業等に従事し地域に定住しようとする者（以下「定住希望者」という。）が地域に定住するまでの一定期間、生活拠点とするための空き家等を活用した施設及びこれらの附帯施設の整備 イ 農山漁村に賦存する空き家・廃校等の地域資源を活用し、多機能な集落拠点づくりに必要となる施設及びこれらの附帯施設の整備
地域資源活用総合交流促進施設 ㉓廃校・廃屋等改修交流施設	農山漁村の空き家等を活用した新規就農者等のための研修・定住用の滞在施設及びこれらの附帯施設の整備
㉔地域連携販売力強化施設	地域内外の相互連携による農林水産物の販売力強化、ブランド化等のために必要な生産・加工施設、販売戦略（IT関連）施設、販売促進（販売・貯蔵・食材提供用）施設等及びこれらの附帯施設の整備
農林漁業・農山漁村体験施設 ㉕農林漁業・農山漁村体験施設	市民農園の区画・園路、滞在施設、多目的施設（休憩所、更衣室等）、農機具収納施設、コミュニティー広場、福祉活用促進施設及びこれらの附帯施設の整備
地域資源活用起業支援施設 ㉖地域資源活用起業支援施設	木工加工、陶磁器製作、山菜等の加工など地域に賦存する資源を活用した多様な就業・所得機会の創出に必要な施設等及びこれらの附帯施設の整備

<p>地域資源循環活用施設</p> <p>㉔リサイクル施設</p>	<p>家畜ふん尿、野菜残さ等を活用して堆肥を製造するための堆肥製造用機械施設、堆肥保管用施設等及びこれらの附帯施設の整備</p>
<p>㉓自然・資源活用施設</p>	<p>バイオマス、水力、風力、太陽光、廃棄物等の自然エネルギー供給施設、地域活性化に資する給電施設等及びこれらの附帯施設の整備</p>
<p>地域住民活動支援促進施設</p> <p>㉒高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設</p>	<p>高齢者、女性、若者等の農林漁業経営、地域文化の伝承等能力の発揮や地域住民の活動促進に必要となる施設及びこれらの附帯施設の整備</p>
<p>農地等補完保全整備</p> <p>㉑産地振興追加補完整備</p> <p>(1) 農業用排水施設</p> <p>(2) 農道</p> <p>(3) 区画整理</p> <p>(4) 暗渠排水</p> <p>(5) 土層改良</p> <p>(6) 農用地造成</p> <p>(7) 農地保全</p> <p>(8) 営農用水施設</p> <p>(9) 生産環境整備</p> <p>(10) 生産技術高度化施設</p> <p>(11) 農作物被害防止施設</p> <p>(12) 附帯整備</p> <p>(13) 基本条件確保整備</p>	<p>既存の畑地生産基盤に対する補完的又は追加的な次の整備等とする。</p> <p>農業用排水施設の新設、廃止又は変更</p> <p>農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の新設、廃止又は変更</p> <p>農用地の区画形質の変更</p> <p>暗渠の新設又は変更</p> <p>客土、混層耕、除礫、心土破碎、土壌改良及び土壌消毒</p> <p>農用地の造成</p> <p>農用地の保全のため必要な事業</p> <p>農業経営に必要な営農用水供給施設及び飲雑用水供給施設の整備又は変更で共同利用に係るもの</p> <p>農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号農村振興局長通知）別紙1-1の別表の区分欄の2の事業種類欄の（4）に掲げる事業及び区分欄の3に掲げる事業のうち農業生産に密接に関連するもの（営農用水施設を除く。）</p> <p>農作物の栽培等生産の高度化を支援するのに必要な低コスト耐候性ハウス、高度環境制御栽培施設、高度技術導入施設等及びこれらの附帯施設の整備</p> <p>農業生産における被害を軽減するために必要な防霜施設、防風施設等及びこれらの附帯施設の整備</p> <p>（1）から（8）までの事業と併せて行う優良品種系統等への改植・高接等の附帯整備</p> <p>（1）から（8）までの事業と併せて行う周辺の耕作放棄地等（2の（9）のケに規定する耕作放棄地等をいう。）の解消のための基礎的整備</p>
<p>㉐小規模農林地等保全整備</p> <p>(1) 景観保全型</p> <p>(2) 集落機能・地域景観型</p> <p>(3) 環境創造・保全型</p>	<p>美しい景観を形成する重要な要素となっている農地又は土地改良施設等の形態及び意匠に配慮した次の整備とする。</p> <p>ア 農用地（造成される埋立地又は干拓地を含む。）につき行う区画整理（畦畔除去等簡易なほ場の整備を含む。）及びこれと関連がある他の工事を一体として行う整備又は修景</p> <p>イ 農業用排水施設の新設、廃止、変更又は修景</p> <p>ウ 農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の新設、廃止、変更又は修景</p> <p>エ 農用地開発事業及び農用地の改良又は保全のため必要な施設の新設、廃止、変更又は修景</p> <p>オ 土地改良施設等保全</p> <p>（ア）農業用排水施設の保全</p> <p>（イ）農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の保全</p> <p>（ウ）農用地の土砂流亡や法面の崩壊等を防止するための法面保護、土留工、承水路等の整備</p> <p>ア 農業用排水施設の新設、廃止又は変更</p> <p>イ 農道、農道橋、軌道等の新設又は改良</p> <p>ウ 暗渠の新設又は変更</p> <p>エ 客土（混層耕を含む。）、心土破碎及び畑地の層厚調整工等</p> <p>オ 農用地（造成される埋立地又は干拓地を含む。）の区画形質の変更（畦畔除去等簡易なほ場の整備を含む。）</p> <p>カ 酸性土壌改良資材、りん酸資材及び有機質資材の投入等</p> <p>キ 農地の造成（水田から畑への地目変換を含む。）又は改良</p> <p>ク 農地の土砂流亡や法面の崩壊等を防止するための法面保護、土留工、承水路等の整備</p> <p>ケ 林道及び作業路の開設改良、森林の保全管理及びこれらの附帯施設の整備</p> <p>自然再生の視点に基づく次の整備とする。</p> <p>ア 区画整理、耐久性畦畔、法面保護・補修、湧水処理、暗渠排水、客土、床締め及び土留工</p> <p>イ 農道、農業用排水施設及びこれらの附帯施設の整備</p> <p>ウ イの整備に係る跡地の整地</p> <p>エ 土地改良施設の有する多面的機能を維持するために必要な次の整備</p> <p>（ア）土地改良施設の補修</p>

- (イ) 土地改良施設の機能低下を防止するための沈砂池、承水路、集水路、水兼道路及びこれらに類する施設の整備
- (ウ) 土地改良施設の管理に必要な管理用道路及びこれに類する施設の整備
- オ 農地の有する多面的機能を維持するために必要な次の整備
 - (ア) 農地の土砂流亡や法面の崩壊等を防止するための法面保護、土留工、承水路及びこれらに類する施設の整備
 - (イ) 農地の有する多面的機能の低下を防ぐための不用木除去及び跡地の整地
- カ 耕作放棄地を森林として利活用するために必要な不透水層の破碎、簡易な排水工、客土、盛土、整地、土留工、管理道の設置及びこれらに類する整備（ただし、地拵え、植付け、播種、施肥等の森林造成に係るものを除く。）

景観・生態系保全整備
 ㊸景観・生態系保全整備
 (1) 景観保全型

- 農地又は土地改良施設と一体的なものであって、美しい景観形成に必要な次の整備とする。
- ア 家畜の飼養、園芸作物等の栽培、農産物の洗浄等を主体とする営農飲雑用水施設の改修又は修景。なお、営農飲雑用水施設には、次の施設を含むものとする。
 - (ア) 簡易給水施設
 - 農林漁家等の生活に必要な飲水の供給のための簡易な給水施設
 - (イ) 簡易排水施設
 - し尿・生活雑排水等を浄化するための簡易な排水処理施設等
 - (ウ) 飲雑用水施設
 - 飲雑用水の供給に必要な取水、導水、浄水、送水又は排水等取水から排水までの施設
 - イ 農業用排水の水質保全又は機能維持を図るために行う雨水・汚水を排除する施設及びこれと連絡する排水路並びにこれに附帯する処理施設等の改修又は修景
 - ウ 農業者等農村在住者の健康増進と憩いの場を整備するための児童公園、運動広場、緑地等に係る利用施設及びこれに附帯する施設の改修又は修景
 - エ 区画整理等により創出された非農用地の整備及び農業施設用地に供するものの整備に係る修景
 - オ 農業集落の防災安全のための土砂崩落防止施設、防護柵、承水路、排水工、防風・防雪施設、水路防護施設、照明施設、防火水槽、消火栓等の改修又は修景
 - カ 農業集落排水施設、営農飲雑用水施設その他の公益施設の埋設工事に伴う不経済な道路の掘り返しを防止するとともに、農村地域の景観の改善にも資するための公共施設を収容する地下利活用施設の改修又は修景
 - キ 農業用排水路、農業用ため池等の水質浄化に配慮した施設、親水広場等の改修又は修景
 - ク 公共広場、公共施設等の周辺環境の美化等を図るための施設の改修又は修景
 - ケ 農村在住者の健康増進又は都市住民との交流推進のために行う遊歩道等の改修又は修景
 - コ 農業集落における環境を保全管理するための農産廃棄物等の処理再利用等の施設の改修又は修景
 - サ 区画整理事業その他農用地の改良又は保全のため必要な事業であって次のいずれかの事項を内容とするものによる改修又は修景
 - (ア) 市民農園法第2条に規定する市民農園の用に供する農地の整備とこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの
 - (イ) 集落農園開設の用に供する農用地及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの
 - (ウ) (ア) 又は (イ) に附帯して都市との交流のために必要な施設を対象とするもの
 - シ 土地改良施設等の農業施設が有すべき自然環境・生態系保全機能の増進を図るための施設の改修又は修景
 - ス 農村地域における地域資源を利活用（処理及び再利用を含む。）し、農業生産の補完等を行うための施設の改修又は修景
 - セ 農業生産活動又は農業生産基盤の維持管理、地域保全活動等の拠点として利用される建物及び用地の整備に係る改修又は修景
 - ソ その他農村生活環境基盤施設の改修又は修景
 - タ 美しい景観を形成する上で必要となる農業生産基盤施設及び農村生活環境基盤施設の周辺施設の改修又は修景。ただし、次の施設等及びこれらに類似する施設等は除くものとする。
 - (ア) 乾燥調製貯蔵施設、製糖工場等の大規模な施設
 - (イ) 文化教育、健康増進及び娯楽に供する施設
 - (ウ) 個人、民間団体等が所有する施設及び土地（農地を除く。）
 - (エ) その他本施策の目的及び趣旨に合致せず、社会通念上ふさわしくないもの

<p>(2) 環境創造型</p>	<p>自然再生の視点に基づく次の整備とする。</p> <p>ア 土地改良施設等の景観を良好な状態に維持・保全又は創出するため、次の施設整備を行うものとする。</p> <p>(ア) 植栽による法面・畦畔の被覆</p> <p>(イ) 法面の保護・補修</p> <p>(ウ) 農業用排水路及び農業用ため池の護岸等の整備（石積み水路、石積み護岸等）</p> <p>(エ) 植樹、芝生及び緑化施設の整備</p> <p>(オ) その他景観の保全施設の整備</p> <p>イ 土地改良施設等における自然再生の視点に基づき行われる次の生態系保全型の施設整備を行うものとする。</p> <p>(ア) 水田魚道</p> <p>(イ) ビオトープ</p> <p>(ウ) 農業用水路、農業用ため池等に設置する動植物生育施設（魚巢ブロック等）</p> <p>(エ) 生き物が行き交うための、農道や水路等を横断する横断工</p> <p>(オ) 緑の回廊（植栽、植木等）</p> <p>(カ) 土砂の流出防止施設（沈砂池、法面保護等）</p> <p>(キ) その他生態系の保全施設</p> <p>ウ ア及びイの整備に附帯して行うベンチ、パーゴラ、水飲み場、便所、休憩所、照明施設及びこれらに類する施設の整備</p>
<p>指定棚田地域保全整備</p> <p>㊸指定棚田地域保全整備</p>	<p>棚田の有する多面的機能（農産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の確保その他の自然環境の保全、良好な景観の形成等）の維持のために指定棚田地域において行う次の整備とする。</p> <p>ア 区画整理、耐久性畦畔、法面保護・補修、湧水処理、暗渠排水、客土、床締め及び土留工</p> <p>イ 農道、農業用排水施設及びこれらの附帯施設の整備</p> <p>ウ イの整備に係る跡地の整地</p> <p>エ 棚田の有する多面的機能を維持するために必要な次の整備</p> <p>(ア) 棚田の土砂流亡や法面の崩壊等を防止するための法面保護、土留工、承水路及びこれらに類する施設の整備</p> <p>(イ) 棚田の有する多面的機能の低下を防ぐための不用木除去及び跡地の整地</p> <p>オ 耕作放棄地を森林として活用するために必要な不透水層の破砕、簡易な排水工、客土、盛土、整地、土留工、管理道の設置及びこれらに類する整備（ただし、地拵え、植付け、播種、施肥等の森林造成に係るものを除く。）</p> <p>カ 指定棚田地域における棚田内において、都市住民との交流促進のために行う遊歩道等の改修及び修景</p> <p>キ 区画整理事業その他農用地の改良又は保全のため必要な事業であって次のいずれかの事項を内容とするものによる改修又は修景</p> <p>(ア) 市民農園法第2条に規定する市民農園の用に供する農用地及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの</p> <p>(イ) 集落農園開設の用に供する農用地及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの</p> <p>(ウ) (ア) 又は (イ) に附帯して都市との交流のために必要な施設を対象とするもの</p> <p>ク 棚田の景観を良好な状態に維持・保全又は創出するため、次の施設整備を行うものとする。</p> <p>(ア) 植栽による法面・畦畔の被覆</p> <p>(イ) 法面の保護・補修</p> <p>(ウ) 農業用排水路及び農業用ため池の護岸等の整備（石積み水路、石積み護岸等）</p> <p>(エ) 植樹、芝生及び緑化施設の整備</p> <p>(オ) その他景観の保全施設の整備</p> <p>ケ 棚田における生態系保全のために必要な次の整備</p> <p>(ア) 水田魚道</p> <p>(イ) ビオトープ</p> <p>(ウ) 農業用水路、農業用ため池等に設置する動植物生育施設（魚巢ブロック等）</p> <p>(エ) 生き物が行き交うための農道や水路等を横断する横断工</p> <p>(オ) 緑の回廊（植栽、植木等）</p> <p>(カ) 土砂の流出防止施設（沈砂池、法面保護等）</p> <p>(キ) その他生態系の保全施設</p> <p>コ ク及びケの整備に附帯して行うベンチ、パーゴラ、水飲み場、便所、休憩所、照明施設及びこれらに類する施設の整備</p>

※ 事業の内容欄の附帯施設とは、門、柵、連絡道路、照明、水道、駐車場、看板等の施設とする。

2 要件

- (1) 1の(1)において実施できる事業は、1の表の⑩連絡農道、⑬高生産性農業用機械施設、⑭農業経営改善安定機械施設、⑰農林水産物処理加工施設、⑱農林水産物集出荷貯蔵施設のうちアの施設、⑲新規就農者等技術習得管理施設、⑳地域連携販売力強化施設、㉑リサイクル施設、㉒自然・資源活用施設のうち発電設備及び㉓小規模農林地等保全整備のうち(2)集落機能・地域景観型のアからクまでとし、次の要件を満たすものとする。
- ア ⑭農業経営改善安定機械施設については、原則として、事業実施主体が当該施設を利用する農業者にリースすることを条件とし、次の要件を満たすものとする。
- (ア) 事業実施主体は、市町村、農業協同組合又は地方公共団体等が出資する法人とする。
- (イ) リースする場合の利用者は、特定農山村法第5条に規定する農業経営改善安定計画の認定がなされ、又は当該認定が確実に見込まれる農業者の組織する団体の構成員及び新規就農者とし、事業実施主体の農業担当部局、農業協同組合営農指導部、農業委員会、地域農業改良普及センター等からなる施設利用者選定委員会(以下「選定委員会」という。)の認定を受けた農業者とする。
- この場合、選定委員会は、利用者を特定農山村法第4条に基づき当該市町村が作成する農林業等活性化基盤整備計画に定められる農業の活性化の目標、あるいは農業経営改善安定計画に定められる農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法等の目標を達成できることが見込まれるものであることなどの基準により認定するものとする。
- (ウ) 対象施設は、防除機能、土づくり機能、資材保管機能等をもつ共同施設と併せて、その受益地区の地区内に設置される栽培機能のほかには育苗機能等を併せ持つ生産機械施設であることとする。
- (エ) 利用料金は、「事業費のうち事業実施主体負担額÷当該施設の耐用年数+年間管理費」以下であることとする。
- (オ) 事業実施主体が、用地選定、用地交渉、敷地造成、登記、設計、建築及び施設の維持管理を責任をもって実施するものであることとする。
- (カ) 利用者は、機械・施設の利用を責任をもって行い、災害等により当該施設に異常が起きた場合は、速やかに事業実施主体に報告するものとする。
- (キ) 事業実施主体と利用者との間において、リースの目的、期間、利用料、利用料の納入期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記された施設リース契約を締結するものとする。
- なお、事業実施主体(計画主体である事業実施主体を除く。)は、契約の締結に当たっては、あらかじめ計画主体と協議するものとする。
- イ ⑩連絡農道及び㉓小規模農林地等保全整備のうち(2)集落機能・地域景観型のアからクまでについては、受益面積が1事業地区についておおむね団体営(土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)第50条に定める要件を満たさない事業をいう。以下この別表において同じ。)級以下であること。
- ウ ㉒自然・資源活用施設のうち、発電設備については、⑰農林水産物処理加工施設、⑱農林水産物集出荷貯蔵施設のうちアの施設、⑲新規就農者等技術習得管理施設又は⑳地域連携販売力強化施設に附帯する設備とする。
- (2) 1の(2)において実施できる事業は、1の表の⑫林道・作業道、⑮林業機械施設及び⑯特用林産物生産施設とし、⑫林道・作業道については、次の要件を満たすものとする。
- ア 林道開設は、都道府県有林以外の民有林を主たる開発対象とするものとし、その規模は、自動車道では利用区域の森林面積がおおむね10ha以上100ha未満、1路線の延長が200m以上とし、軽車道では利用区域の森林面積がおおむね10ha以上100ha未満であること。
- イ 自動車道における改良工事の規模は、利用区域の森林面積がおおむね10ha以上100ha未満であること。
- (3) 1の(3)において実施できる事業は、1の表の⑬農林水産物集出荷貯蔵施設のうちイの施設及び㉒自然・資源活用施設のうち発電設備とし、次の要件を満たすものとする。
- ア ㉒自然・資源活用施設のうち発電設備については、⑱農林水産物集出荷貯蔵施設に附帯する設備とする。
- (4) 1の(4)において実施できる事業は、1の表の⑭地域資源活用起業支援施設とする。
- (5) 1の(5)において実施できる事業は、1の表の⑩連絡農道、⑲廃校・廃屋等改修交流施設、㉒自然・資源活用施設のうち発電設備及び㉓小規模農林地等保全整備のうち(2)集落機能・地域景観型とし、次の要件を満たすものとする。
- ア ㉒自然・資源活用施設のうち発電設備については、⑲廃校・廃屋等改修交流施設に附帯する設備とする。
- イ ㉓小規模農林地等保全整備のうち(2)集落機能・地域景観型の受益面積は、1事業地区についておおむね団体営級以下とする。
- ウ ㉓小規模農林地等保全整備のうち(2)集落機能・地域景観型のケの事業の内容欄の森林の保全管理にあつては、集落又は基幹施設周辺の5ha未満とする。
- (6) 1の(6)において実施できる事業は、1の表の⑩農業集落道、㉑飲雑用水・防災安全施設、㉓小規模農林地等保全整備のうち(3)環境創造・保全型及び㉒景観・生態系保全整備のうち(2)環境創造型とし、次の要件を満たすものとする。
- ア 次の(ア)から(ウ)までの要件を全て満たす地域で実施するものとする。
- (ア) 市町村により、土地改良施設及びこれと一体的に保全することが必要な農地の機能を維持保全するための地域住民の活動の促進に関する措置がなされている市町村の区域
- (イ) 環境創造区域(田園環境整備マスタープランの作成等に関する要領の制定について(平成14年2月14日付け13農振第2513号農林水産省農村振興局長・生産局長通知)第3の1の(3)のイに規定する環境創造区域をいう。以下同じ。)
- (ウ) 勾配1/20以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の面積の1/2以上を占める地域
- イ 原則として土地改良施設と一体的に保全することが必要な農地を対象とする。ただし、㉓小規模農林地等保全整備のうち(3)環境創造・保全型のアからエまでを整備する場合を除く。
- ウ ㉓小規模農林地等保全整備のうち(3)環境創造・保全型のア及びイについては、アの(ウ)に規定する地域における農業生産条件を改善するため、地域の特性に即した農地の簡易な整備及び土地改良施設の整備を行うものとする。なお、各工

種の合計の受益面積は1 ha 以上とする。

(7) 1の(7)において実施できる事業は、1の表の⑩農業集落道、⑳簡易給排水施設及び㉔高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設とし、次の要件を満たすものとする。

ア ⑳簡易給排水施設は、次の要件を満たすものとする。

(ア) ⑳簡易給排水施設のうち簡易給水施設は、給水人口3人以上50人未満のものとする。

(イ) ⑳簡易給排水施設のうち簡易排水施設は、次の要件を全て満たしているものとする。

a 本交付金で新たに整備される基幹的施設と各戸から排出されるし尿・生活雑排水を管路により一体的に集合処理するものとし、受益戸数が原則として3戸以上20戸未満のものとする。

b 交付対象となる施設は、合併浄化槽及び基幹的施設から合併浄化槽に至る管路並びに各戸に至る末端管路とし、個人敷地内の施設については交付対象外とする。

イ ㉔高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設は、次の要件を満たすものとする。

(ア) 高齢者を対象とした施設の整備に当たっては、市町村農山漁村地域高齢者ビジョン（農業生産体制強化総合推進対策事業実施要領（平成7年4月1日付け7農畜第1804号農林水産事務次官依命通知）別表1の4の(3)のイに基づく市町村農山漁村地域高齢者ビジョンをいう。）、市町村老人福祉計画（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に基づく計画をいう。）等地域における高齢者対策に係る各種計画との整合性に配慮するものとする。

(イ) 市町村長等は、地方公共団体の農林水産担当部局、厚生担当部局及び教育委員会等からなる推進体制の整備に努めるものとする。

(8) 1の(8)において実施できる事業は、1の表の㉒農山漁村定住促進施設とし、次の要件を満たすものとする。

ア ㉒農山漁村定住促進施設のうちアの施設については、次の要件を全て満たすものとする。

(ア) 当該施設については、事業実施主体が所有又は使用权を有し、新たな農林漁業又は農林漁業関係の地場産業等に従事し、地域に定住しようとする者に貸し付けるものとする。

(イ) 事業の実施に当たっては、定住希望者3人以上が受益者となるように当該施設の貸付期間を設定するなど、同一の定住希望者が当該施設を使用し続けることがないようにすること。

イ ㉒農山漁村定住促進施設のうちイの施設については、次の要件を全て満たすものとする。

(ア) 空き家・廃校等の地域資源を活用するとともに、地域の核となる施設とするため、福祉・教育・観光等と連携し、二以上の機能を有するものとする。

(イ) 原則として、当該施設の受益地内にある既存施設及び設備（以下「既存施設等」という。）を廃止、統合、移転、移築、更新のいずれかを伴う再編（以下「再編」という。）を行うものとする。ただし、既存施設等の廃止のみをもって再編とすることはできない。

(ウ) 既存施設等の更新については、次の要件を全て満たすものとする。

a 既存施設等の更新等を行うことによって、事業実施区域全体で施設の管理・運営の合理化や効率化が図られ、利便性の向上が見込まれること。

b 更新する既存施設等は、㉒農山漁村定住促進施設のうちイの施設の機能を補完又は分担するものであること。

c 既存施設等の更新を行うことにより、事業実施区域内での総事業費が相対的に低減するものであること。

(エ) 補助施設において、適正化法第22条に規定する財産処分等に該当する場合は、適正化法及び補助施設に関する国庫補助事業の通知に基づく所要の手続を行うものとする。

(オ) 計画主体は、本事業の実施に当たって総務省、国土交通省、厚生労働省に係る事業等との連携に配慮するものとともに、関係部局（農林水産担当部局、総務担当部局、厚生担当部局、教育委員会等）からなる推進体制の整備に努めるものとする。

ウ 既存施設等の移転又は移築（撤去費用等を含む。）は、㉒農山漁村定住促進施設のうちイの施設として整備する場合に限るものとする。

なお、補助施設の移転又は移築については、原則として10年以上経過し、かつ、5年以上の活用が見込まれることを条件とする。

(9) 1の(9)において実施できる事業は、1の表の⑬高生産性農業用機械施設、⑰農林水産物処理加工施設、⑱農林水産物集出荷貯蔵施設のうちアの施設、㉓自然・資源活用施設のうち発電設備及び㉖産地振興追加補完整備とし、次の要件を満たすものとする。

ア 本事業に2つの型を置き、㉖産地振興追加補完整備は一般型又は実需者連携型の事業として、⑬高生産性農業用機械施設、⑰農林水産物処理加工施設、⑱農林水産物集出荷貯蔵施設のうちアの施設及び㉓自然・資源活用施設のうち発電設備は実需者連携型の事業として実施するものとする。

イ ㉖産地振興追加補完整備のうち(1)から(8)までについては、次の(ア)から(キ)までのいずれかに該当するものであることが必要である。

(ア) 土地改良施設及び営農用水施設に対する追加的な整備

(イ) 土地改良施設及び営農用水施設の機能を補完するための整備

(ウ) 土地改良施設及び営農用水施設を利用した整備

(エ) 土地改良施設及び営農用水施設の機能向上を伴う更新整備

(オ) 基盤整備事業により整備された農用地の整備水準を向上・回復させる整備

(カ) 不要施設の廃止

(キ) 水田の畑地化整備（実需者連携型のみ）

ウ 畜産農家が活用できる事業は㉖産地振興追加補完整備の(8)に限る。

エ 本事業の実施において、農畜産物の高付加価値化による輸出、地域ブランドの確立や国産農畜産物の供給に向けた作物の

栽培等のために事業実施主体が適当であると認める場合にあっては、土地改良事業計画設計基準等に基づく仕様によらず実施することができるものとする。なお、この場合にあっては、必要に応じ戦略的産地振興支援事業実施要綱（平成18年4月3日付け17農振第1940号農林水産事務次官依命通知）の第2の1の（1）に掲げる産地の高度化のための支援、食と地域の交流促進対策交付金実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2356号農林水産事務次官依命通知）別表の事項の1の（6）の事業により検討された整備仕様等を活用することができるものとする。

オ 本事業のうち一般型の事業を実施する場合は、次の要件を全て満たすものとする。

（ア）畑地（不動産登記の地目上は田であるが、現在畑利用が行われており、今後とも畑利用が行われることが明らかな農地を含む。）を対象とすること。

（イ）対象とする品目について既に市場において定常的な取引が行われているなど、既に一定の産地化が達成されている地区であることが確認できること。

（ウ）当該地域における当該作物の生産を、都道府県が産地として振興していることが確認できること。

カ 本事業のうち実需者連携型の事業を実施する場合は、次の要件を全て満たすものとする。

（ア）畑作物を対象とすること（水田における転作・裏作で栽培される畑作物も含む。）。

（イ）生産者、実需者（当該地区で生産される農畜産物の安定的な確保を目的として、契約や出資等により当該地区の生産者と取引関係を構築する者又は農業生産へ直接参入する者のことをいう。）及び関係行政機関が構成員となった協議会組織があり、次の内容を含む計画が定められていること。

a 産地から実需者への農畜産物の供給の現状と見通し

b 実需者の農畜産物の需要の見通し

c 各年度における取組内容が明記された年次計画（最低3年間）

キ ⑤産地振興追加補完整備のうち（9）から（11）まで、⑬高生産性農業用機械施設、⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設の整備に当たっては、1の表の⑤産地振興追加補完整備のうち（1）から（8）までのいずれか（以下「基幹メニュー」という。）と併せて行うものとする。ただし、実需者連携型においては、他の土地改良事業の実施（実施区域、実施時期からみて本事業と密接な関連性を有するものに限る。）をもって基幹メニューの実施とみなすことができる。

ク ⑥産地振興追加補完整備のうち（13）基本条件確保整備は、（1）から（12）までの整備を実施する地区（以下「本体整備地区」という。）の次の要件を満たす周辺地区において、周辺耕作放棄地等の解消のため、農業用排水施設、農道、整地工等の基本的な整備を実施することとする。

（ア）本体整備が実施されている行政区内であること。

（イ）本体整備地区の産地育成・強化のために整備を行う必要があること。

（ウ）次のいずれかに該当すること。

a 当該農地の整備の実施と本体整備地区の営農との間に直接的な関連性があること（この場合において、「直接的な関連性がある」とは、基本条件確保整備を実施しなければ本体整備地区内の営農に支障が生じる、あるいは基本条件確保整備を実施することにより本体整備地区内の営農が促進されることについて明確な因果関係が認められるものであって、本体整備地区内の受益者を特定した具体的な効果が認められることをいう。）。

b 同一の農業用排水施設及び農道を共有する区域内にあること（この場合において、「共有する区域」とは、本体整備地区内を通過する農業用排水施設や農道の受益区域であり、かつ、本体整備地区内の施設から直接の便益を受けている区域のことをいう。）。

c その他、本体整備地区と一体的に取り扱うべき区域にあると認められること。ただし、複数の客観的な指標により一体性が確認できるとともに、基本条件確保整備を行わない場合に本体整備地区の産地育成・強化に大きな支障が生じることが具体的に認められるものであって、本体整備地区内の受益者を特定した具体的な支障が認められるものに限る。

ケ ⑥産地振興追加補完整備のうち（13）基本条件確保整備における耕作放棄地等とは、次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当するものとし、（イ）又は（ウ）の要件を満たすかどうかは、農地所有者等の自らの申告に加え、経営状況、後継者の有無、地域内における担い手（農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）附則第2項の農林水産大臣の定める基準を定める件（平成16年4月1日農林水産省告示第891号）第1号に規定する基準に適合する農業者若しくは農業者の組織する団体又は地域計画（基盤法第19条に規定する地域計画をいう。以下同じ。）のうち目標地図（基盤法第19条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織）、市町村基本構想（基盤法第6条第1項に定める基本構想）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者。）の状況、当該農地の生産性等を総合的に勘案して、市町村長が判断するものとする。

（ア）現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地

（イ）現に耕作の目的に供されていないが、新たな農地所有者又は使用収益権者によって耕作されるまでの間、周辺への悪影響等の観点から土地管理が行われている農地

（ウ）現に耕作の目的に供されている農地であって、基盤整備地区に係る活性化法第7条第1項の規定に基づき、活性化計画を農林水産大臣に提出する時点において、事業完了年度の翌年度までに当該農地における耕作を止める見込みの農地所有者等が耕作する農地であり、かつ、当該農地所有者等に代わる者による耕作が行われる見込みのない農地

コ ⑬高生産性農業用機械施設の実施に当たっては、農業者が農業用機械を所有することは認めない。ただし、農業者が他の事業実施主体から当該機械をリースする方式は認める。なお、この場合、次の要件を全て満たさなければならない。

（ア）利用料金は、「事業費のうち事業実施主体負担額÷当該機械の耐用年数×年間管理費」以下であること。

（イ）利用者は、機械の利用を責任をもって行い、災害等により当該機械に異常が起きた場合は、速やかに事業実施主体に報告するものであること。

（ウ）事業実施主体と利用者との間において、リースの目的、期間、利用料、利用料の納入期限及び方法、目的外使用の禁止

- 等の事項について明記されたリースの契約を締結するものであること。
- サ ⑬高生産性農業用機械施設、⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設の規模については、実需者との取引が確実にしている範囲に限る。
- シ ⑳自然・資源活用施設のうち発電設備については、⑰農林水産物処理加工施設又は⑱農林水産物集出荷貯蔵施設のうちの施設に附帯する設備とする。
- (10) 1の(10)において実施できる事業は、1の表の⑩農業集落道、⑳簡易給排水施設、㉑地域連携販売力強化施設、㉒農林漁業・農山漁村体験施設、㉓自然・資源活用施設のうち発電設備及び㉔高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設とし、次の要件を満たすものとする。
- ア ⑩農業集落道及び㉑簡易給排水施設の整備に当たっては、対象地域が農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成6年法律第46号)第5条第1項に規定する市町村計画(交付対象計画の決定がなされた年度内に作成されることが確実に見込まれるものを含む。)に定める整備地区の区域であること。
- イ ㉑簡易給排水施設は、(7)のアの要件を満たすこと。
- ウ ㉑地域連携販売力強化施設及び㉔高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設の整備に当たっては、当該施設が宿泊体験活動における受入機能の強化及びグリーン・ツーリズム等を通じた農山漁村の活性化を図るために必要な施設であること。
- エ ㉓自然・資源活用施設のうち発電設備については、㉑地域連携販売力強化施設及び㉒農林漁業・農山漁村体験施設に附帯する設備とする。
- (11) 1の(11)において実施できる事業は、1の表の⑨土地改良施設保全、⑩農業集落道、㉑飲雑用水・防災安全施設、㉒小規模農林地等保全整備のうち(1)景観保全型及び(3)環境創造・保全型のうちアからオまで並びに㉓景観・生態系保全整備のうち(1)景観保全型並びに(2)環境創造型のうちア及びイとし、次の要件を満たすものとする。
- ア ⑨土地改良施設保全については、次の要件を満たすものとする。
- (ア) (1)農道保全対策及び(2)安全施設整備については、受益面積がおおむね5ha以上であること。
- (イ) (3)農村のみち整備については、市町村によって地域間交流の拠点施設とその他の地域資源の間を結ぶルートが計画され、この計画に沿って行われる整備延長の合計が1km以上であること。
- イ ㉒小規模農林地等保全整備のうち(1)景観保全型及び㉓景観・生態系保全整備のうち(1)景観保全型については、次の要件を満たすものとする。
- (ア) 良好な景観形成に取り組んでいる地域であること。
- (イ) 農山漁村地域における美しい景観形成の取組による地域振興の観点から踏まえたものとする。
- (ウ) 事業の実施地域における文化的景観の有する形態及び意匠を踏まえたものとする。
- ウ ⑩農業集落道、㉑飲雑用水・防災安全施設、㉒小規模農林地等保全整備のうち(3)環境創造・保全型のうちアからオまで及び㉓景観・生態系保全整備のうち(2)環境創造型のうちア及びイについては、次の要件を満たすものとする。
- (ア) 環境創造区域であること。
- (イ) 地域住民等による土地改良施設(土地改良法第2条第2項第1号に規定する土地改良施設をいう。)等の維持管理活動を促進する体制が整っており、土地改良施設等の保全又は保全活動に資することが認められること。
- (ウ) ⑩農業集落道、㉑飲雑用水・防災安全施設及び㉒小規模農林地等保全整備のうち(3)環境創造・保全型のうちアからオまでを実施する場合には、㉓景観・生態系保全整備のうち(2)環境創造型のうちア及びイのいずれかの事業と併せて行うものとする。
- (12) 1の(12)において実施できる事業は、1の表の⑬高生産性農業用機械施設、⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設のうちアの施設及び㉓自然・資源活用施設とし、次の要件を満たすものとする。
- ア 事業実施主体は、米穀の新用途への利用の促進に関する法律(平成21年法律第25号)第4条第3項の認定生産製造連携事業計画(以下「認定計画」という。)に従って事業を行う認定事業者でなければならない。
- イ 本事業のために生産される新用途米穀は、認定計画において定められた水田で生産されたものであることを基本とする。
- ウ 2の事業実施主体のうち、計画主体が指定した者である民間事業者が本事業を実施する場合においては、認定計画の対象とする生産者の水田面積がおおむね5ha以上であること。
- エ ⑬高生産性農業用機械施設のうち普通型コンバインは、生産者の水田面積がおおむね50ha以上の共同利用機械に限る。
- オ ㉓自然・資源活用施設のうち発電設備については、⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設のうちアの施設に附帯する設備とする。
- (13) 1の(13)において実施できる事業は、1の表の㉓自然・資源活用施設とし、次の要件を満たすものとする。
- ア 施策の実施区域が農業振興地域内の区域又は農業振興地域以外の区域であって農業振興地域内の区域と一体的に整備することが相当と認められる区域であること。
- イ 地域における温室効果ガス排出の削減方策等をまとめた計画が定められているとともに、整備する施設が当該計画に位置付けられていること及び施設整備による温室効果ガス排出量の削減目標を設定すること。また、当該目標の達成状況については、本要領第16に定める事業実施後の評価の際に評価を行うこと。
- ウ ㉓自然・資源活用施設のうち、発電設備については、別表2の交付対象事業欄の処理加工・集出荷貯蔵施設、新規就業者等技術習得管理施設、地域資源活用総合交流促進施設、農林漁業・農山漁村体験施設及び自然環境等活用交流学習施設の施設に附帯する設備とし、土地改良施設の維持管理費軽減を目的とする発電施設は交付対象としないものとする。
- (14) 1の(14)において実施できる事業は、1の表の㉔指定棚田地域保全整備とし、次の要件を満たすものとする。
- ア 棚田地域振興法(令和元年法律第42号)第12条の規定の適用を受けた指定棚田地域振興活動計画に基づくものであること。

- イ ㉔指定棚田地域保全整備のうちアからオまでについては、土地改良施設保全等以外の事業メニュー又は㉔指定棚田地域保全整備のうちカからケと併せ行うものとする。
- ウ ㉔指定棚田地域保全整備のうちアからエまでについては、次の（ア）から（ウ）までの全て又は（エ）の要件を満たすものとする。
- （ア）勾配 1/20 以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の面積の 1/2 以上を占める地域であること。
- （イ）ア及びイについては、（ア）に規定する地域における農業生産条件を改善するため、地域の特性に即した農地の簡易な整備及び土地改良施設の整備を行うものとする。なお、各工種の合計の受益面積は 1ha 以上とする。
- （ウ）エについては、原則として土地改良施設と一体的に保全することが必要な農地を対象とする。
- （エ）㉔指定棚田地域保全整備のうちク及びケのいずれかの事業と併せて行うものとする。
- エ ㉔指定棚田地域保全整備のうちオ及びコについては、ウの（ア）を満たすものとする。

3 事業実施主体

- （1）1の（1）の事業内容にあつては、PFI事業者は、1の表の㉔地域連携販売力強化施設及び㉔リサイクル施設に限るものとする。
- （2）1の（7）の事業内容にあつては、都道府県は、1の表の㉔高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設に、土地改良区は、㉔農業集落道及び㉔簡易給排水施設に限るものとする。
- （3）1の（10）の事業内容にあつては、地方公共団体等が出資する法人、農業協同組合連合会、森林組合連合会、漁業協同組合連合会、PFI事業者、NPO法人及び地域協議会は、1の表の㉔農業集落道及び㉔簡易給排水施設に限るものとする。
- （4）1の（11）の事業内容にあつては、都道府県、地方公共団体等が出資する法人及び地域再生推進法人は、1の表の㉔農業集落道、㉔飲雑用水・防災安全施設、㉔小規模農林地等保全整備のうち（3）環境創造・保全型及び㉔景観・生態系保全整備のうち（2）環境創造型に、農業協同組合及び土地改良区は、1の表の㉔土地改良施設保全のうち（1）農道保全対策及び（2）安全施設整備、㉔農業集落道、㉔飲雑用水・防災安全施設、㉔小規模農林地等保全整備のうち（1）景観保全型及び（3）環境創造・保全型並びに㉔景観・生態系保全整備に、農業協同組合連合会、土地改良法第 95 条第 1 項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者、農地中間管理機構、農業委員会及び土地改良区連合会、1の表の㉔土地改良施設保全のうち（1）農道保全対策及び（2）安全施設整備に、農林漁業者の組織する団体は、㉔農業集落道、㉔飲雑用水・防災安全施設、㉔小規模農林地等保全整備のうち（1）景観保全型及び（3）環境創造・保全型並びに㉔景観・生態系保全整備に限るものとする。
- （5）1の（13）の事業内容にあつては、NPO法人は、本要領第 1 の 2 の（3）のア及びイの要件のうち、イの要件のみを満たす法人を含むものとする。

4 交付額算定交付率

- （1）1の（1）として実施する㉔高生産性農業用機械施設のうち、農業用機械施設の補助対象範囲の基準について（昭和 57 年 4 月 5 日付け 57 農蚕第 2503 号農林水産省構造改善局長・農蚕園芸局長・畜産局長・食品流通局長・林野庁長官通知。以下「局長通知」という。）の別表第 1 に掲げる農業用機械（水稻直播機、細断型及び稲発酵粗飼料用ロールベアラー、家畜ふん尿処理機械を除く。）については 1/3、㉔高生産性農業用機械施設のうち局長通知の別表第 1 に掲げる水稻直播機、細断型及び稲発酵粗飼料用ロールベアラー、家畜ふん尿処理機械及び局長通知の別表第 3 に掲げる農業用施設については 4.5/10 とする。
- （2）次の要件を満たす地域の交付額算定交付率は、5.5/10 以内とする。
- 1の表の㉔連絡農道、1の（1）で実施する㉔小規模農林地等保全整備の（2）集落機能・地域景観型のうち、ア、オ、キ又はク（この要件類別において、これらを総称して「農業生産基盤」という。）を実施する場合であつて、原則として、これらの工種を実施しようとする箇所が含まれる集落のうち 1 以上の農業集落（農林業センサス規則（昭和 44 年農林省令第 39 号）第 2 条第 5 項に定める農業集落）において、林野率がおおむね 50% 以上であり、かつ、主傾斜がおおむね 100 分の 1 以上の農用地の面積が当該集落の全農用地の面積の 50% 以上を占める地域で、次の全ての要件を満たす地域とする。
- ア 農業生産基盤、別表 2 の（2）生活環境施設の整備に掲げる事業メニュー及びその他生活環境の改善のための施設等の整備を総合的に行う必要がある地域であること。
- イ 地域資源の効率的な利用を図ることができるなど、地域の特性を活かした農業の展開により農業収益の向上が見込まれる地域であること。
- ウ 農業生産活動を通じて国土・環境保全機能を維持していく必要がある地域であること。
- （3）1の（1）の事業内容を本要領第 1 の 2 の（5）の計画主体が指定した者である木材関連業者等の組織する団体又は地域材を利用する法人（林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和 5 年 3 月 30 日付け 4 林政経第 899 号農林水産省林野庁長官通知。）以下「林業交付金通知」という。）の別表 2 の I の 1 の 7 の（2）の㉔のエ及びオに規定する木材関連業者等の組織する団体及び地域材を利用する法人をいう。）が事業を実施する場合においては、林業交付金通知の別表 2 の I の 1 の 7 の表の交付率欄の交付率に準ずるものとする。
- （4）1の表の㉔林業機械施設については 4.5/10 とする。
- （5）1の表の㉔農林水産物集出荷貯蔵施設のうちイの施設のうち製氷冷蔵施設については 4/10 とする。
- （6）1の（6）の事業内容にあつては 5.5/10 とする。
- （7）1の（7）で実施する㉔農業集落道のうち、原則として、農業集落道を整備しようとする箇所が含まれる集落のうち 1 以上の農業集落（農林業センサス規則（昭和 44 年農林省令第 39 号）第 2 条第 5 項に定める農業集落）において、林野率がおおむね 50% 以上であり、かつ、主傾斜がおおむね 100 分の 1 以上の農用地の面積が当該集落の全農用地の面積の 50% 以上を占める地域で、次の全ての要件を満たす地域にあつては 5.5/10 とする。
- ア 農業生産基盤、別表 2 の（2）生活環境施設の整備に掲げる事業メニュー及びその他生活環境の改善のための施設等の整備を総合的に行う必要がある地域であること。

イ 地域資源の効率的な利用が図られるなど、地域の特性を活かした農業の展開により農業収益の向上が見込まれる地域であること。

ウ 農業生産活動を通じて国土・環境保全機能を維持していく必要がある地域であること。

(8) 1の表の⑯産地振興追加補完整備の(1)農業用排水施設から(9)生産環境整備まで及び(13)基本条件確保整備について、別表1の交付額算定交付率欄の(1)から(8)までのいずれかに該当する地域(以下「七法指定地域等」という。)は5.5/10、奄美群島は6/10とする。

(9) 1の表の⑰土地改良施設保全について、七法指定地域等は5.5/10、奄美群島は6/10とする。

(10) 1の(11)で実施する事業のうち、1の表の⑱小規模農林地等保全整備のうち(1)景観保全型及び⑳景観・生態系保全整備のうち(1)景観保全型に該当する事業の場合、奄美群島は5.2/10以内、㉑農業集落道、㉒飲雑用水・防災安全施設、㉓小規模農林地等保全整備のうち(3)環境創造・保全型及び㉔景観・生態系保全整備のうち(2)環境創造型に該当する事業の場合、七法指定地域等は5.5/10とする。

(11) 1の(14)の事業内容にあつては5.5/10とする。

第2 森林資源利活用支援

1 事業内容

本支援に該当する事業の内容は、次に掲げる施設の整備とし、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

(1) 都市との共生を図りながら森林の適正な管理及び山村の活性化に資する施設

(2) 地域の資源である森林空間を総合的に利用し、林業体験、森林のレクリエーションの利用、教育・文化的利用等都市との交流を促進することにより、森林・林業に対する理解を深め、もって林業者の就業・所得機会の向上に資する施設

事業メニュー	事業の内容
新規就業者等技術習得管理施設 ⑰新規就農者等技術習得管理施設	林業技術・経営管理能力等の習得のための研修施設、木材加工実習施設、林業実習林整備等及びこれらの附帯施設の整備
地域資源活用総合交流促進施設 ⑱地域連携販売力強化施設	地域内外の相互連携による林産物、木工品等の販売力強化、ブランド化等のために必要な生産・加工施設、販売戦略(IT関連)施設、販売促進(販売・貯蔵・食材提供用)施設等及びこれらの附帯施設の整備
地域資源循環活用施設 ⑲リサイクル施設	間伐材の利活用を促進するための高性能林業機械、移動式チップパー、汎用機械、木材チップ加工施設、機械保管倉庫、作業路網等及びこれらの附帯施設の整備
⑳自然・資源活用施設	ア バイオマス熱電供給設備、地域活性化に資する給電施設及びこれらの附帯施設の整備 イ 小型水力発電設備、風力発電設備、太陽光発電設備、地域活性化に資する給電施設等及びこれらの附帯施設の整備
地域住民活動支援促進施設 ㉑高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設	高齢者、女性、若者等の林業経営、地域文化の伝承等能力の発揮や地域住民の活動促進に必要な施設及びこれらの附帯施設の整備
景観・生態系保全整備 ㉒景観・生態系保全整備	ア 地域の景観に配慮した施設や周囲の景観に調和させるための施設等の整備又は修景及びこれらの附帯施設の整備 イ 自然再生の視点に基づき行われる生態系の回復や環境保全に資する施設(魚道等)、緑の回廊(植栽、植木等)等及びこれらの附帯施設の整備

2 要件

(1) 1の(1)において実施できる事業は、1の表の⑰新規就農者等技術習得管理施設、⑲リサイクル施設、⑳自然・資源活用施設、㉑高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設、㉒景観・生態系保全整備とし、次の要件を満たすものとする。
ア 特定市町村等の要件等について(平成17年3月23日付け16林整計第343号林野庁長官通知)における特定市町村又は準特定市町村であつて、次のいずれかに該当する地域で実施するものとする。

(ア) 振興山村地域

(イ) 過疎地域

(ウ) 特定農山村地域であつて、林野面積の占める比率が75%以上、かつ、人工植栽に係る森林面積の占める比率が当該地域をその区域に含む都道府県の平均以上であるもの

イ ㉒自然・資源活用施設のうちイの施設については、⑰新規就農者等技術習得管理施設に附帯する設備とする。

(2) 1の(2)において実施できる事業は、1の表の⑱地域連携販売力強化施設及び㉓自然・資源活用施設のうちイの施設とし、事業実施に当たつての細則は次のとおりとする。

ア 森林の保健機能増進に関する特別措置法(平成元年法律第71号)第6条第3号の規定に基づく森林保健機能増進計画の認定を受けた地域又は受けることが確実と見込まれる地域(以下「森林保健機能増進計画認定地域」という。)において実施す

るものとする。

イ 整備する施設は、原則として木造とする。

ウ 対象地域は、原則として5戸以上の森林所有者が所有する私有林であって、このうちの森林所有者の所有する森林の面積が当該地域の森林面積の2分の1未満とする。ただし、林業者の就労の促進等林業者の定住の促進に資する面が大きい場合においては、公有林又は国有林を対象地域とすることができるものとする。

エ 事業実施に当たっては、既存樹木の伐採をできるだけ少なくし、地形を大きく変更する工事は必要最小限にとどめるものとする。

オ ㉓自然・資源活用施設のうちイの施設については、㉔地域連携販売力強化施設に附帯する設備とする。

(3) 事業実施に当たっては、可能な限り、高齢者や障害者等の利用に配慮した森林・施設の整備を行うこととする。

3 事業実施主体

1の(2)の事業にあつては、事業実施地域の林業経営の構造対策及び地域林業を実施する上で適切な団体又は法人であり、かつ、当該事業実施地域の森林所有者等との協調関係が築かれているものとする。ただし、農林漁業者の組織する団体及び地方公共団体等が出資する法人が一般社団法人又は一般財団法人である場合は、林業の振興をその目的とするものに限る。また、森林組合であつて収支を伴う施設について単独で事業実施する場合にあつては、森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会向けの総合的な監督指針(平成30年3月27日付け29林政経第359号林野庁長官通知)に基づき、都道府県知事により中核組合に認定された森林組合に限るものとする。

第3 漁村振興支援

1 事業内容

本支援に該当する事業の内容は、安全・安心な暮らしの確保、環境への配慮等の漁村地域の活性化を図るために必要な施設等の整備とし、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
簡易給排水施設等 ㉒簡易給排水施設	生活雑排水等の流入する水路等の浄化設備、既存排水処理施設の機能強化に必要な施設及びこれらの附帯施設の整備
㉑飲雑用水・防災安全施設	ア 飲雑用水の供給に必要な取水、導水、浄水、送水、配水等、取水から配水までの施設及びこれらの附帯施設(配水管については幹線及び主要な支線とし、個別給水管を除く。)の整備 イ 漁村等の保全と防災安全のために必要な土砂崩落防止施設、防風・防雪施設、水路防護施設、照明施設、防火施設、避難広場や避難路、小規模な避難施設、救命・救急用資機材や非常用食料・救援物資の備蓄保管庫、防災対策に必要な施設や避難のための階段や手すり、非常用電源を確保するための施設等及びこれらの附帯施設の整備
地域資源活用総合交流促進施設 ㉔地域連携販売力強化施設	地域内外の相互連携による水産物等の販売力強化、ブランド化等のために必要な生産・加工施設、販売戦略(IT関連)施設、販売促進(販売・貯蔵・食材提供用)施設等及びこれらの附帯施設の整備
地域資源活用起業支援施設 ㉑地域資源活用起業支援施設	地域の就業機会創出のための、遊漁、ダイビング等地域資源を活用した地域活性化の取組に利用される係留施設、休憩所、機材保管庫、観察用の海中林、増殖施設、釣りやダイビングと漁業との調整用の魚礁等及びこれらの附帯施設の整備
地域資源循環活用施設 ㉒リサイクル施設	集落内で発生する生ゴミ、汚泥等をリサイクルするための施設及びこれらの附帯施設の整備
㉓自然・資源活用施設	ア 漁港施設や共同利用施設への風力・太陽光等の自然エネルギー供給施設、地域活性化に資する給電施設及びこれらの附帯施設の整備 イ コージェネレーションシステム、バイオマス発電、廃棄物発電等の省エネ化を推進するための施設及びこれらの附帯施設の整備
地域住民活動支援促進施設 ㉑高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設	集落内公共施設等の段差解消、幅広歩道、集落内道路等及びこれらの附帯施設の整備
㉓船舶離発着施設	離島航路、定期船等の離発着に必要な待合所(トイレ、休憩所等)、浮桟橋、乗降設備、利便設備及びこれらの附帯施設の整備
㉓景観・生態系保全整備	ア 地域の景観に配慮した生活基盤施設、交流基盤施設、情報基盤施設、歴史伝承施設、周囲の景観に調和させるための公的施設の改良等及びこれらの附帯施設の整備 イ 照明、石畳、歴史的建造物の保全・修復、植栽、トイレ、四阿等及びこれらの附帯施設の

整備

※ 事業の内容欄の附帯施設とは、門、柵、連絡道路、照明、水道、駐車場、看板等の施設とする。

2 要件

本支援に該当する事業は、次の要件を満たすものとする。

(1) 原則として、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）に基づき指定された漁港の背後集落及び漁業センサス（指定統計第67号）の対象となる漁業集落を対象とするものとする。ただし、次の場合についてはこの限りではない。

ア 1の表の㉑飲雑用水・防災安全施設のうちイの施設、㉒リサイクル施設及び㉓自然・資源活用施設のうちアの施設について、漁村地域の環境負荷の低減や生活環境の改善に資することが確実である場合は、核となる漁業集落と同一市町村内を対象とすることができる。

イ 1の表の㉔地域連携販売力強化施設については、五法指定地域等を対象とすることができる。また、核となる漁業集落における都市漁村交流の取組と一体的に行われるものであり、かつ、情報発信の前進基地としてその取組の紹介やPR活動が併せて行われるものである場合は、核となる漁業集落と同一市町村内を対象とすることができる。

ウ 1の表の㉕地域資源活用起業支援施設については、五法指定地域等を対象とすることができる。また、核となる漁業集落における都市漁村交流の取組と一体的に行われるものである場合、海域についても実施地域の対象とすることができる。

(2) 1の表の㉖自然・資源活用施設については、水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱の運用について（令和4年3月29日付け3水港第2575号水産庁長官通知）別記7の第3の2の（1）のアの対象施設欄に掲げる再生可能エネルギーの実施要件欄に掲げる施設とする。

また、㉗自然・資源活用施設のうち発電設備については、㉔地域連携販売力強化施設に附帯する設備とする。

(3) 1の表の㉘景観・生態系保全整備のうちアの施設は、地方単独事業等（国の負担又は補助を得ないで実施する事業をいう。）のソフト事業（施設等を整備する事業以外のものをいう。）と一体的に実施するものとする。ただし、景観法（平成16年法律第110号）第8条第2項に規定する景観計画区域及び同法第61条に規定する景観地区においてはこの限りでない。

第4 産業導入地区支援

1 事業内容

本支援に該当する事業の内容は、農村に賦存する多様な地域資源を活用し、農業者等の地域住民の就業の場を確保することを趣旨として、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
処理加工・集出荷貯蔵施設 ⑰農林水産物処理加工施設	農林水産物の処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装用機械施設等及びこれらの附帯施設の整備
地域資源活用総合交流促進施設 ⑱廃校・廃屋等改修交流施設	農山漁村の空き屋等を活用した滞在施設や交流施設等及びこれらの附帯施設の整備
⑲地域連携販売力強化施設	地域内外の相互連携による農林水産物の販売力強化、ブランド化等のために必要な生産・加工施設、販売戦略（IT関連）施設、販売促進（販売・貯蔵・食材提供用）施設等及びこれらの附帯施設の整備
農林漁業・農山漁村体験施設 ⑳農林漁業・農山漁村体験施設	ア 農作物の収穫等の農作業、間伐等の森林作業、地引き網等の漁業作業等の農林漁業の体験、農林漁業技術の伝承のために必要な体験施設、滞在施設等及びこれらの附帯施設の整備 イ 都市住民等が余暇等を利用して農山漁村に対する理解を深めるために必要な農山漁村体験滞在施設等及びこれらの附帯施設の整備
地域資源活用起業支援施設 ㉑地域資源活用起業支援施設	農林水産物以外の地域資源を活用した施設（木工加工、陶磁器製作、山菜等加工等を行う施設）等及びこれらの附帯施設の整備
地域資源循環活用施設 ㉒リサイクル施設	間伐材や家畜ふん尿等を循環活用するための木材チップ加工施設、堆肥製造用機械施設、堆肥保管用施設等及びこれらの附帯施設の整備
㉓自然・資源活用施設	バイオマス熱電供給設備、地域活性化に資する給電施設等及びこれらの附帯施設の整備
地域住民活動支援促進施設 ㉔高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設	高齢者、女性、若者等の農林漁業経営、地域文化の伝承等能力の発揮や地域住民の活動促進、就業のために必要となる研修施設等及びこれらの附帯施設の整備

2 要件

(1) 本事業により施設を整備する区域は、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号。以下「農村産業法」という。）に基づく実施計画における「産業導入地区」（農村産業法第5条第2項第1号の区域）であること。

(2) 本事業による施設を整備を通じて、1施設当たり、新規に年間3人以上の常時雇用を創出すること。ただし、㉕高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設の整備を行う場合はこの限りではない。

- (3) 本事業の実施に当たって、農村産業法に基づく実施計画の策定又は変更が必要となる場合においては、本事業の事業実施計画と整合を図った適切な時期に、農村産業法に基づく実施計画の策定又は変更が確実に見込まれること。
- (4) ㉓自然・資源活用施設のうち発電設備については、㉑農林水産物処理加工施設、㉒廃校・廃屋等改修交流施設、㉔地域連携販売力強化施設及び㉕農林漁業・農山漁村体験施設に附帯する設備とする。

2. 交流対策事業

本要件類別に該当する事業の実施については、農山漁村と都市との地域間交流等の促進を図り、農山漁村の活性化を推進するため、第1から第3までに掲げるとおりとする。

(1) 事業実施主体

別表4に定めるほか、第1及び第2に掲げるとおりとする。

(2) 交付額算定交付率

第1から第3までは1/2とする。ただし、第1において定めるものにあつては、この限りではない。

(3) 対象地域

- ア 第1の1の(1)の対象地域は、五法指定地域等とする。ただし、次の場合は、対象地域とすることができるものとする。
- (ア) 自然的、社会的、経済的条件、地域的なまとまり又は市町村の面積に占める対象地域の割合等からみて、五法指定地域等以外の地域と併せて対象地域として実施することが適当であると計画主体が認める場合にあつては、当該地域を併せて対象地域とすることができるものとする。
 - (イ) 一部に五法指定地域等を含む市町村において、五法指定地域等の住民等が主な受益者又は利用者等となるものであつて、その地域の活性化を図る観点と施設の利便性等を勘案し、五法指定地域等以外に㉓都市農山漁村総合交流促進施設、㉔廃校・廃屋等改修交流施設、㉕地域資源活用交流促進施設、㉖地域連携販売力強化施設及び㉗自然環境保全・活用交流施設を整備することが適当であると計画主体が認める場合にあつては、市町村の単位を対象とすることができるものとする。
- イ 第1の1の(2)、(3)及び(4)、第2並びに第3の対象地域は、それぞれに掲げるとおりとする。

第1 農村地域等振興支援

1 事業内容

本支援に該当する事業の内容は、以下に掲げる施設等の整備とし、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

- (1) 多様な農山漁村と都市との交流の促進及び地域農林漁業者の安定的な就業・所得機会の創出等に必要な施設等の整備
- (2) 農山漁村における受入機能の強化のために必要な施設等の整備
- (3) 地域内外の住民の交流を図るため、多様な生態系や美しい景観等の農業・農村がもつ多面的機能の発揮に資する土地改良施設等の整備、改修又は修景
- (4) 指定棚田地域における棚田等の保全及び良好な景観の形成、自然環境の保全等の多面にわたる機能の維持による指定棚田地域の振興に関し必要な整備

事業メニュー	事業の内容
地域資源活用総合交流促進施設 ㉓都市農山漁村総合交流促進施設	ア 地域の総合案内・情報発信機能や地域農産物、地域特産品、地域文化財、伝統文化等の地域の諸資源の展示・紹介等を通じた都市と農山漁村の交流促進のための施設及びこれらの附帯施設の整備 イ 地域特産品、地域文化財の展示施設、農産物加工体験施設、外国人旅行者等の利便性に配慮した観光案内所、伝統文化継承施設等及びこれらの附帯施設の整備
㉔廃校・廃屋等改修交流施設	農山漁村の廃校及び廃屋等を活用した交流施設等並びにこれらの附帯施設の整備
㉕地域資源活用交流促進施設	地域農産物、地域特産物、地域文化財、名所旧跡等の地域の諸資源の提供や活用を通じての都市と農山漁村の交流推進のための施設及びこれらの附帯施設の整備
㉖地域連携販売力強化施設	地域内外の相互連携による農林水産物の販売力強化、ブランド化等のために必要な生産・加工施設、販売戦略（IT関連）施設、販売促進（販売・貯蔵・食材提供用）施設等及びこれらの附帯施設の整備
農林漁業・農山漁村体験施設 ㉗農林漁業・農山漁村体験施設	ア 農作物の収穫等の農作業、間伐等の森林作業、地引き網等の漁業作業等農林漁業の体験、農林漁業技術の伝承等のために必要な体験施設、滞在施設、体験農園等及びこれらの附帯施設の整備 イ 都市住民等が余暇等を利用して農山漁村に対する理解を深めるために必要な農山漁村体験滞在施設等及びこれらの附帯施設の整備 ウ 地域内外の住民の交流のための農地を利活用した農作業交流空間としての体験学習農園、オーナー制農園及びこれらに類する施設の整備 エ 市民農園の区画・園路、滞在施設、多目的施設（休憩所、更衣室等）、農機具収納施設、コミュニティー広場、福祉活用促進施設及びこれらの附帯施設の整備
自然環境等活用交流学習施設 ㉘自然環境保全・活用交流施設	ア 農山漁村の景観の保全のための電線埋設や伝統的家屋等の移転、移築、修繕等及びこれらの附帯施設の整備 イ 地域内外の住民の交流を通じ、住民の参加の下で土地改良施設等の保全活動を行う際に必要な保全活動準備休憩施設、共同利用機械格納施設及びこれらに類する施設の整備 ウ 土地改良施設等で地域内外の住民が親しみ、保全活動へ参加する契機となるような次の整備を行うものとする。

	<p>(ア) 土地改良施設等で人々が親しむために必要な植樹、芝生、緑化施設、親水護岸、親水施設、遊歩道及びこれらに類する施設の整備</p> <p>(イ) (ア) の整備に附帯して行うベンチ、パーゴラ、水飲み場、便所、休憩所、照明施設及びこれらに類する施設の整備</p> <p>エ 散策道、案内板、駐車場等簡易な施設、電線の埋設等及びこれらの附帯施設の整備</p>
<p>㉑宿泊体験活動受入拠点施設</p>	<p>子供たちの農山漁村宿泊体験に必要な次の施設等の整備</p> <p>ア 廃校・廃屋等改修 子供たちを受け入れるために必要となる廃校・廃屋の改修・移設及びこれらの附帯施設の整備</p> <p>イ 離れ、蔵、土蔵等改修 子供たちを受け入れるために、離れ、蔵、土蔵等を宿泊体験活動受入拠点施設として活用する場合におけるトイレ、風呂、ユニットバス、手洗い場、必要に応じて消防用施設等の整備</p> <p>ウ 宿泊体験活動施設整備 子供たちを受け入れるために必要となるトイレ、風呂、ユニットバス、台所、洗面所、消防用施設等の整備</p> <p>エ 安全確保施設 子供たちの安全を確保するために必要な安全灯、転落防止柵等の整備</p>
<p>㉒教養文化・知識習得施設</p>	<p>自然環境を活かした農山漁村と都市の子供等相互の体験や学習機会の向上に必要となる自然・動植物観察施設等及びこれらの附帯施設の整備</p>
<p>地域資源循環活用施設</p> <p>㉓自然・資源活用施設</p>	<p>バイオマス、水力、風力、太陽光、廃棄物等の自然エネルギーを活用した発電施設、地域活性化に資する給電施設等及びこれらの附帯施設の整備</p>
<p>地域住民活動支援促進施設</p> <p>㉔高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設</p>	<p>高齢者、女性、若者等の農林漁業経営、地域文化の伝承等能力の発揮や地域住民の活動促進に必要となる施設及びこれらの附帯施設の整備</p>
<p>景観・生態系保全整備</p> <p>㉕景観・生態系保全整備</p> <p>(1) 景観保全型</p>	<p>農地又は土地改良施設と一体的なものであって、美しい景観形成に必要な次の整備とする。</p> <p>ア 家畜の飼養、園芸作物等の栽培、農産物の洗浄等を主体とする営農飲雑用水施設の改修又は修景 なお、営農飲雑用水施設には、次の施設を含むものとする。</p> <p>(ア) 簡易給水施設 農林漁家等の生活に必要な飲水の供給のための簡易な給水施設</p> <p>(イ) 簡易排水施設 し尿・生活雑排水等を浄化するための簡易な排水処理施設等</p> <p>(ウ) 飲雑用水施設 飲雑用水の供給に必要な取水、導水、浄水、送水又は排水等取水から排水までの施設</p> <p>イ 農業用排水の水質保全又は機能維持を図るために行う雨水・汚水を排除する施設及びこれと連絡する排水路並びにこれに附帯する処理施設等の改修又は修景</p> <p>ウ 農業者等農村在住者の健康増進と憩いの場を整備するための児童公園、運動広場、緑地等に係る利用施設及びこれに附帯する施設の改修又は修景</p> <p>エ 区画整理等により創出された非農用地の整備及び農業施設用地に供するものの整備に係る修景</p> <p>オ 農業集落の防災安全のための土砂崩落防止施設、防護柵、承水路工、排水工、防風・防雪施設、水路防護施設、照明施設、防火水槽、消火栓等の改修又は修景</p> <p>カ 農業集落排水施設、営農飲雑用水施設その他の公益施設の埋設工事に伴う不経済な道路の掘り返しを防止するとともに、農村地域の景観の改善にも資するための公共施設を収容する地下利活用施設の改修又は修景</p> <p>キ 農業用排水路、農業用ため池等の水質浄化に配慮した施設、親水広場等の改修又は修景</p> <p>ク 公共広場、公共施設等の周辺環境の美化等を図るための施設の改修又は修景</p> <p>ケ 農村在住者の健康増進又は都市住民との交流推進のために行う遊歩道等の改修又は修景</p> <p>コ 農業集落における環境を保全管理するための農産廃棄物等の処理再利用等の施設の改修又は修景</p> <p>サ 区画整理事業その他農用地の改良又は保全のため必要な事業であって次のいずれかの事項を内容とするものによる改修又は修景</p>